

第八回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

平成24年8月9日（木）

庁議室

午後3：00～

委員長

本日の議題1、パブリックコメントの結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明に入る前に、本日の資料のご確認をお願いしたいと思います。資料1、パブリックコメントの結果報告。資料2、使用料等の見直しに伴う試算結果。それと、報告書（案）については、先日送付させていただいております。また、追加資料を配付させていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、議題1、パブリックコメントの結果報告になります。7月18日から8月6日までの20日間になりますが、パブリックコメントを実施してきました。

その結果、多数ご意見をいただいたところですが、パブリックコメントについても先日氏名部分を除いた形で、送付させていただいております。本日は、このパブリックコメントについて、ご議論していただき、委員会として、見解を付していく必要があります。また、今回のご議論を踏まえて、報告書の中にも、委員会の見解を含めて載せて行き、公表にあたっては、報告書と共に行っていきたいと思います。

今回、ご議論していただき、方向性の決定を頂いて、今回、この場では文章をお示しできないので、委員長、副委員長とともに文面をまとめて行きたいと思います。来週には、見解について送付させていただく予定です。また、何かあればご連絡いただき、委員長とともに修正して行きたいと思います。

全体を通してご意見などがあれば、ご議論をお願いします。

委員長

市民から頂いたご意見は全部で16件。これらのご意見を見ますと今迄の検討委員会の意見とおおむね一致しているもの、また、反対意見もありました。本委員会としては、全て真摯に受け止めることが大切だろうと考えています。

当委員会として、報告書に反映するものがあるのかどうか、また、どのような見解を述べていくのかということがありますが、これについては、事務局から説明がありましたが、文面については、委員の皆さまのご意見をくみ取って、作成して行きたいと考え

ています。

意見を見て感じたところですが、施設の運営上の意見も見受けられ、これについては、当委員会の目的とは少し違うなと感じる面がありました。つまり、市の行政に対する意見、これからこういう風にしてほしいなど、また、私たちの報告書に対するいろいろな問題点等の意見もありました。特に運営上の意見に対しては、言及できる範囲の中で出していきたいと考えています。施設の管理運営に関しては、十分な実態把握とともに、対応できるものについては対応してもらい、それぞれの担当部にお力添えを頂くということをお願いしたいと思いますし、規定の整備の中でできる部分については配慮してもらいたい。また、曖昧な分については、そうならないよう規定の整備の中でしっかりと対応してもらえようをお願いしたい。

パブリックコメントに対する委員会の考え方については、私も含め整理していくことで、委員の皆さんにご了承願いたいと思います。それを皆さんにご送付したいと思います。よろしいでしょうか

〈一同賛成〉

それでは、このような形で整理していきたいと思います。また、それに対し、ご意見があれば事務局の方にご連絡いただきたい。

それでは、パブリックコメントに対し忌憚のないご意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

パブリックコメントの3番について、何か誤解されているのではないかと思いますのですが、～しかしながら、そうした営利団体～とあり、その上に文化協会と体育協会が挙げられているので、私は文化協会に属しているのですが、私たちは営利団体とは思っていないわけです。こういったところで、誤解されてしまうといけないのではないかと思います。たしかに、市民に対しわかりづらい面があると思うのですが、実際は持ち出しもあります。こういった理解であると、前提が違ってくるのではないかと思います。文化協会は営利団体ではないということは言いたいと思います。

〇〇委員

今の件ですが、私は体育協会に属していますが、反省として、市民の皆さんが我々のことを理解していないことがわかりましたので、やはりある程度の広報活動をしなくてはいけないのかなと私は思います。我々としても反省が必要だと思います。当然営利団体とは思っていないのですが、この活動がわかっていないということは、反省が必要だと思いました。

次に、10番ですが、受益や公平性について書いてありますが、少し気になったのですが、その人その人によって受益や公平性について考え方が違うので何とも言えませんが、整理して答えてあげたらいいのではないかと思います。

委員長

その他、〇〇委員、何かありませんか？

〇〇委員

この5番についてです。プール運用について、これは一つの事例だとはおもいますが、私のほうに、最近市民の方から問い合わせがありました。スポーツセンターで、具体的に火曜日の午後、吹き矢をやっている市民の方から、毎週そこを予約しているが、その日だけ、具体的に言うと7月24日の火曜日に、教育委員会の主催かどうかは忘れましたが、教職員の研修のために使っているのに、事前に申し込んだときに使えませんかと言われたとのことです。

私は、これはちょっとおかしいなと思いました。一般市民の方たちはお金を払っているのに、スポーツセンターに聞きましたら、その研修は無料だとの回答がありました。今の規定では無料なのかもしれませんが、教育委員会が主催だとしても、教職員の研修だとしても、そういう運営が今は非常に問われていることです。使用料を払っている一般市民が借りられず、教職員が無料でスポーツセンターを使うのは本末転倒ではないのでしょうか。

スポーツセンターを管理運営している東京ドームに電話で確認しましたが、教育委員会から今年の4月に、事前に7月何日には使用したいという連絡があったとのこと。教育委員会自体が、お金を出しているというのならばともかく、無料で市民を押しつけて使っているということは、その現状認識が、非常に私は問題だなと思います。

今回、このパブリックコメントにも関係しますが、報告書(案)の中に、教育委員会についての文章があるのですが、そのやり方で本当にいいのかどうか。もう少し改善の余地があるのではないのでしょうか。減免、免除になっていますが、そういうことではなく、現状の運用を考えますと無料なのかもしれませんが、でしたら夜間にやるなど、もう少し市民主体のスポーツセンターですので、もう少しやり方を考えてもらえたらと思いました。

このプールの利用についても市民がせっかく土日に使いたいと思ったら使えない。そういう使い方というのは、今まさに問われていると思います。そういうことを、このパブリックコメントを読んで感じました。

〇〇委員

教職員の研修ということで、年間予定を組んで行っており、4月にはお話がありましたように申し込みをしています。

やはり、教職員の研修というのは必要です。これは、あらかじめ、当然のことながら予定を組んで、研修をやっていくということでございます。これを、当然、夜、使っている方もいらっしゃるの、いつの時間帯ならば市民の利用を妨げないのかということも、なかなか決められないわけでございます。

私どもは、そういう計画は立てさせていただいて、それで研修については、教職員を研修するという事は、ひいては先生方の資質の向上ということで必要なことでございますので、これはやらせていただく必要はあると思っております。

また、プールの使用関係でございます。これも、国体の関東ブロック大会の予選ということで、この2日間、プールの部分も使用できないかたちで、市民の方にはご迷惑をおかけし、十分な周知が足らなかった点について反省するところでございます。この山岳競技につきましては、競技の特性上、競技会場だけではなく、アイソレーションルームというところで選手を隔離した状態で待機しておく必要があります。それはなぜかという、競技について、他人の登っているところを見たりしますと、後からやった方が有利になるということで、これが大原則の競技でございます。そういう競技の性質上もございまして、今回隔離する部屋として2階の部分も使うということで、この2日間は、国体の予選のために使わざるを得なかったということです。

確かに市民の方に、不便をおかけしましたが、それぞれそのような事情があるので、ご理解いただきたい。

〇〇委員

教職員の研修自体を否定しているわけではなく、やり方として、もう少し工夫の余地があったのではないのでしょうか。例えば、火曜日の午後でなければいけなかったのかどうかなど。

〇〇委員

それはやった上ではないのでしょうか。

〇〇委員

みんなの意見も聞かなくてはいけないということになります。

〇〇委員

そうではなく、私が言っているのは、教育委員会が申し込んだ時点で、例えば、土日とか、そういう工夫をされたのかどうかということです。

〇〇委員

土日のほうが、例えば、市民の利用を妨げるのであれば、土日ならば空いているとか、そういうことでしょうか。

〇〇委員

もう一つよろしいでしょうか。例えば、予約の優先団体というのが、あるのでしょうか。

吹き矢の方がおっしゃるには、事前に予約し毎週やっていますが、教職員の研修日以外でも使えない日があり、聞いてみたら、優先使用との理由でした。

どういうことなのかと聞いてみたら、体操教室の利用ですが、今まではどこかの体育館を使っていたのがその日は使えなくなり、スポーツセンターの利用となったとのことでした。その優先使用の団体の利用、そのような運用の仕方をやられているということは初めて聞きました。どこで、誰が決定した優先使用なのか。これが今回の議題ではないかもしれませんが、今後の問題点として、私としては問題提起したいと思います。

スポーツセンターの事務局に聞いたら、十いくつあるようなことを話していました。ぜひ、これは今後の課題として、優先使用は、どこで、誰が決めたのかということが問題に感じました。

それと、パブリックコメントのこともう一つ、6番です。テニスコートのことが書いてあります。小平市の使用料は2時間で1,500円。この市民の方がおっしゃるには、本市のテニスコートは400円。他の市との使用料比較というのは、以前資料を出していただいています、私が見てもよく分かりません。やはり、一つの事例ですが、小平市で2時間1,500円、本市は400円というのは、これで本当にいいのかどうかと少し疑問を感じました。つまり、近隣他市の使用料、これも大いに加味したかたちを考えていく必要はあるのではないかと感じました。

〇〇委員

今のテニスコートの件ですが、これは、まず間違いないと思います。テニスコートの種類がまったく違うのです。今、市のテニスコートはクレートコートと言って土ですが、これももちろん建設費がかかりますが、健康にはいいと言われています。しかし、オムニコートと言って、非常にきれいな、いわゆる人工芝の上に砂を入れたようコートがあります。その代わり建設費は非常にかかります。非常にお金がかかるのと、これは、何年ぐらいで、維持費がどれぐらいかかるのか、まだ完全には分かっていません。また、汚れはしないが、下が固く、健康上はあまりよくない。そういうことなのですが、今、やはりなのは1,500円のコートのほうだと思います。ただし、建設費がすごくかかるので、間違いなくそうだと思います。

〇〇委員

この6番の、予約・キャンセルのことと関連して、お願いがあります。現在、無料のところは、おそらくキャンセルは、当日キャンセルしても別に問題はないだろうと思います。ところが、一部有料になっている場合のキャンセル、この扱いがどういう方向でどうするかということが、問題になるかと思っています。

従来、地区センターは、5日前までにキャンセルすると2分の1お返しするというところになっていました。ところが、非常にナンセンスな話だと思います。と言いますのは、例

例えば 500 円のを半分 250 円お返しする。かつ、市役所に必ず来てください。そうすると、バスなり何かに乗って 250 円、しかも預金通帳、現金で渡すのではなくて振り込みになります。つまり 250 円返してもらうために通帳を持って市役所に来てくださいとなるのですが、結局は誰も行かないということで取りやめになります。

ところが、有料に今度なった場合にどうするのか。返さないなら返さないでもいいのですが、それが 1 点。いつまでのキャンセルをキャンセルとして認めるか。このテニスコートは前の日でもいいというようなことを言っていますが、ところによっては当日キャンセルでもいいし、ところによっては 5 日前にキャンセルすれば、その権利が次に行きます。ですから、払っておくと、今日具合が悪いと、2 日前にキャンセルしておけば、例えば来週に、その権利を伸ばすことができる。こういうことがあるんです。

それをある程度きちんと整理してもらいたい。今日のキャンセルで、また来週なんていうことに、それを認めてしまうと、今日使いたい人は現実使えなくなる。各施設で統一して、返金をするのかしないのか、キャンセルを認めるのか。あるいはキャンセルの延長をどうやって認めるのか。この点についても、統一したやり方をしていただければいいと思います。

〇〇委員

当日キャンセル、1 日前キャンセル、これは非常に現実的にはおかしい話だと思います。私、今はもうテニスコートを利用していませんが、以前も、確かにこのパブリックコメントにあるとおり隣のコートはかなりの頻度で空いているということは、感じました。一生懸命私たちが申し込んでやっと当たり、当たったから 2 時間使っているのに、隣のコートは空いています。それが今でもあるとすれば、やはり今、〇〇委員がおっしゃったように、キャンセルは、3 日前とか、そういうふうに統一的に決めて、そこでキャンセルが発生すれば次の人に権利を譲る。そうしないと利用頻度がもちろん上がらないし、空いている状態が続くというのは、非常に施設としてもつたいないということです。私もこれについては、やはり改善していただきたいなと思っております。

キャンセルを 3 日にするのか 5 日にするのか、それは事務局といたしますか、担当局にお任せしますが。

〇〇委員

でも、お金を払ってれば、お金を払って乗車券を買っているのと同じなので、それに乗るか乗らないかはその人の権利になります。切符を買ってみたけども行かなかったとすれば、その人のせいだと思います。しかし、その切符がまた明日に使えるというのであれば、これはまた話は全然違います。

〇〇委員

キャンセルの、お金を払う、払わないは別にして、私としては、使わないのならば権利を放棄してほしいということです。

〇〇委員

それは、一番懸念されるところでありまして、3日ぐらい前にやらないとまずいなと思っています。というのは、今、パソコンで予約しています。インターネットで入れますから、早く取れば勝ちになります。もちろん予約できる数は、1団体いくつって決まっています。ですから、使おうと使うまいと入れる人もいます。

〇〇委員

だけど、それが使用料が無料だと、それをやるでしょう。

〇〇委員

お金を払えばいいんだ。それで、ギリギリのところキャンセルすればいいんだ。ただ、使用料については、テニスコートなどのスポーツ施設については、お金のやり取りはしません。使うときにそれを振り込む、そういうやり方になっています。お金のやり取りは、もちろん払いますが、雨なのでキャンセルあるいは中止になったときは、次に使うときにそれを使うことになっています。

〇〇委員

それを安易に認めてしまうと、今日まで引っ張られてしまいます。

〇〇委員

そうですね。インターネットでやることだからなのか、非常によくないところです。

〇〇委員

テニスコートだけではなく、会議室等もそうですね。

〇〇委員

一斉に予約してしまうのです。ですから、キャンセルが可能なのは、なるべく1日前というのは、少しまずいかもかもしれません。これは直したほうがいいと思います。

副委員長

テニスコートの予約は、2カ月前ですよ。取りあえず、当たったら2カ月前なので取っておきます。当然キャンセルすることもあります。取りあえず2カ月前に申し込んで当

たったら、お金払ってキャンセルすることもあるという事情がテニスコート。具体的に言うと、先週も月1回当たったのを放棄したこともあります。

ただし、ちょっと予約のやり方は、公共施設使用方法なので、そこまで使用料金のあり方検討委員会でそこまで議題を広げてしまうと、料金はやる、それからキャンセル方法などは別の場でやるほうがいいのではないのでしょうか。

〇〇委員

そういうこともありますよということです。

副委員長

これは、今回は議論の対象ではないという気がします。無料が有料になった場合に、今のキャンセルのあり方とか、何日前までというのは、別の場で行ったほうがいいのではないのでしょうか。

事務局

委員長、今いろいろご議論がありましたが、せっかくご意見を出していただいていますので、それは各担当部に、今後検討に当たって、「こういう意見がありました」ということをお伝えするというかたちで、記録は残すことにしますので、この先の議論を進めていただければと思います。

委員長

検討の目的以外に、今回のようにこういうふうに出てくる。これは大事なことだと思います。確かにわれわれの検討の題材としては少し外れているところもあります。しかし、個々のお話を皆さんした中で、それはやはり十分に当委員会としては聞く用意があると、そういうことも検討委員会の優しさであろうと私は思います。

4番の方を読んでもとわれわれの考えにかなり理解を示していただいていると思います。「あくまでも特例の扱いでなければならず」と、これもわれわれが議論した中で、一様に理解していただいたことです。これは、このようなコメントの回答があるという、すごく勇気づけられたところもあります。

「建屋の償却までの負担は無理」と書いてある。償却って、建屋も含めてあるわけでしょう。そういう意見も、実は市民にとっては感じるのかなと思います。

こういうことに対する丁寧な回答の文脈というか、文面を考えて、丁寧に扱うということでどうでしょうか。

事務局

この建屋の関係については、委員会の報告書の中では、償却の部分について、算定方法

の中に加味していくといった結論になっています。そこについてのご意見ということですから、この点について、ご意見があれば出していただければと思います。

委員長

こういうようなこともある中で、きちんと整理して、当委員会としてのいろんな議論の中でこういう扱いをしていくということで、市民に回答するということがいかがでしょうか。

事務局

それと同時に、2番で言いますと、有料化することによって砂埃の防止といったところも見受けられます。報告書である程度記載させて頂いていますが、ここで言えば、基金に積み立てを行っていきながらという話のところも、報告書の中ではうたっています。

そういったところを踏まえて、委員会としての総意として報告書が出ていきますから、このご意見を踏まえて、皆さんがどう思われるかといったところがありますので、そこをお話しいただければと思います。

〇〇委員

逆に事務局として、何かあれば言って頂きたい。私が先ほど話した、受益とか公平性について、はっきり答えないといけないのでしょうか。

事務局

今の2点の部分のご見解をいただきたい。

事務局

補足いたしますと、報告書に関連する部分として、1番のところ、「建屋の償却の負担までは無理」とこの方は思われています。ただし、この検討委員会の中では「入れる」という判断をしておりますので、その入れるにあたっての考え方を説明する必要が委員会の総意としてあります。

それから、2番の方のところでは、この方は特定の場所として、東部運動広場を挙げ、「結果として、有料化することによって入ってくるお金はどう使われるのか」というところの質問ですから、考え方を、報告書の中からきちんとお答えする必要があると思います。

3番のところにつきましても、ここもやはりお答えする必要があります。

7番目から、「税金を納めているので、これ以上の負担は」というお話が出てきています。7番の方の後段のところでは、「これ以上の市民負担による各種料金の見直しはやめるべきだ」というお話があります。

あるいは、8番のところでは、「事実は、利用できる者とできない者という不公平が生ずるのではないか」というところです。

9番については、最終文面のところで、この委員会の中でもお話が出ておりましたが、「高齢者の団体に対しては、一定の配慮をしていただければ幸いです」という、この部分の考え方、これは、委員会の中でもおまとめになっていらっしゃると思いますが、そのお答えが必要です。

10番のところについては、受益の部分です。受益というのはどういうことなんだというご説明が必要なのかなと思います。

11番のところでは、一番最後になりますが、「減免は残していただきたい」。なぜ、この委員会として減免というかたちを残さなかったのか、お答えをする必要があると思います。

12番の方は高齢者の方ですので、他の方と同じなのかと思います。

13番も減免制度のことをございますので、先ほど出た方と同じだろうと思います。

基本的に、皆さん総じて高齢者の方、あるいは所得の低い方への配慮、それから減免措置について、委員会としての考え方をご説明する必要があるのではないかと思います。後段のほうは、一括してそういうお答えでもよろしいのかと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員

私もこれを見て、自分たちの生活を通しながら、減免は今まで通りにしてほしいとあります。そしてその中身は、やはり国民年金だと5万9千いくらという、その中でもってやり繰りしている人もいますので、そういう方の高齢者の立場を考えると、むやみに上げてもらってやると、本当に今まで週に3回やっていたものを今度は1回に減らすということにならざるを得ないということが随所に出ています。やはり、かなりショックだと感じています。

しかし、この委員会をもって受益者負担ということが公平に、とにかく市民全体でもって支えていくことが基本なんだと、その点はその点できちんと押さえていく。そうすると、減免の中でも、やはり度合いがあるなと思います。50%、あるいは30%、70%とか、そういう措置の方法もある。

そうすると、そういう中でもって、やはりここに出ているような高齢者の立場というものを、やはりくんでいかなければいけないなと感じました。

〇〇委員

まったくその通りだと思います。皆さんから寄せられたものを何回も読み返して来ましたが、やはり私どもが、一番そのへんが気持ちの中であったわけです。それをどういうふうに、これから課題にしていくかだと思います。

パブリックコメントを読み、報告書の文も読ませていただいていたので、ある程度のニュアンスはこの中に織り込んであるところが大分あります。だから、これをもう少し煮詰められたらどうかと、分かりやすく、そんなふうに思いました。

パブリックコメントだけ読んでいると「なるほど」と思いますが、この内容についてはある程度、このあり方の報告書の中にも一つずつ書いてありましたので、そのへんが理解されるといいかなと思いました。もう少し、そのあたりを細かく書いていただければいいかなと思いました。

それから、さっきのパブリックコメントの5番、国体の件ですが、これはだいぶPRをしていた部分です。競技者以外は本当に閉じ込められていると言うのでしょうか、そういう難しい競技だということも、私も参加をさせていただいて、それが分かりました。だから、PRと言うのでしょうか、そのへんが少し行き届かなかったのか、皆さんの目につかなかったのか。あそこは全面的にその日に使うということは、2日間に渡ってPRをしていたように私は感じましたが、広報をこれからもう少し重視していただければいいかなと思います。

副委員長

5番の方は、対応の仕方がうまくなかったのではないのでしょうか。

〇〇委員

確か、プールは開いていたと思いますが、競技の内容からするとすごく大変なんです。水一杯飲ませるにも、何かが混ざってはいけないという、競技者に対しては厳しい規則があるものですから。いろいろな人と面談するのも敬遠されたということです。それがあったので、全館がこういうかたちになったのだと思います。一般の人にはちょっと分かりづらいと思いますので、国体、オリンピックというのは厳しいものだということがPRされれば、もう少し理解されたかもしれないと思いました。

委員長

皆さんにいろいろご意見を出していただきました。パブリックコメント、この問題については、われわれと見解が同じ意見もありますが、反対者の意見も多く出されました。

これらの意見についてどうするのかと、われわれは取り上げたい。多くの意見としては、高齢者・弱者への配慮をすべきだといったものが感じられました。

これまでの本委員会では、この点について、施設の持つ役割を踏まえて、高齢者の健康増進、それから元気な高齢者の観点、あるいは見直しによって、利用者の減少も懸念されるということについても、さまざまなご意見を今までいただいたわけでございます。

こういうコメントをいただくまでもなく、われわれはこの議論についてはかなり熱意を持って討議をしたという印象を持っております。特に減額・免除については、利用者の負

担が多くなり過ぎないように配慮するということ、各委員の皆さんのご意見をまとめて、われわれが出したつもりでございます。このことを十分踏まえた上で、委員会の総意として結論を出していきたいと思っております。

結論としては、使う人と使わない人の公平性の観点、また、厳しい市の財政状況も踏まえた中で、将来への負担を残さないようにしたいということが、今回の報告書の中で、一つの骨子として重要な部分を占めているだろうと考えております。

いずれにしても、「激変緩和措置」という言葉も使っていますが、急激な変化に対する減額の措置については十分配慮していきたいということで、これは報告書には載っていません。

パブリックコメントを通して多数の意見、ご指摘を頂戴致しました。これらの議論の結果については、反対との意見については、全て尊重するものと、われわれはそういう温かい気持ちで、このパブリックコメントを扱っていきたいということで、ご意見の統一を図りたいと思っております。

委員会の見解としては、やはり報告書にこれをきちんと書き入れてありますので、その点のご理解も踏まえて、今いただきました個々の意見については、事務局と十分対応していくということをお願いしたい。いかがでしょうか。

事務局

文面の整理につきましては、皆さま方の今までの議論の議事録、それからこちらの報告書、これをベースに、今までの発言の要旨などを捉えさせていただいて、お答えを作っていくというかたちであれば、私どもは事務的に作業はできます。そういうかたちでよろしいでしょうか。

〇〇委員

今回16件のご意見ということは、非常に今回多かったのではないのでしょうか。下水道のときは1件だけだったような記憶があります。今回は市民の方が、非常に関心が高かったと思います。

事務局

平均どのぐらいというのは、把握していませんが、確かに多かったという印象はあります。やはり、市の全ての公共施設なので、パブリックコメントについても、置ける所は全施設に置きました。そういった面から言っても、やはり多岐に渡る部分、スポーツ関係、それからコミュニティ施設、福祉施設等ありますから、そういった面で、やはり皆さんの関心があったのではないのでしょうか。

〇〇委員

下水道のほうがもっと皆さんの関心あると思ったので、施設使用料でこんなにご意見を頂いて、非常にありがたいような感じは持っています。

委員長

やはり、パブリックコメントを書く人たちの関心度、行政やまちに対する関心度について、このようなことを書く方たちは、実際にいろいろ使っている利用者の方、文化協会も、それから体育協会も含めて、そういう方がその名前を見れば、「なるほど、活躍している人たち」ってなるのではないのでしょうか。

下水道の話がありましたが、「快適な生活をするにはコストが掛かるよ」っていうメッセージが、ある程度は、多くの市民は理解しているのではないのでしょうか。

今回もそうですが、私益性のあるこの受益者負担といえますか、そういう問題については、われわれは今回一石を投じたわけです。今後もその問題についても、受益者負担というのはいろんな角度で、ごみの問題も含めて、大きな時代の中で、行政との関係、それぞれが受ける受益者の負担というものについては、これからかなりスタートしていくのではないのでしょうか。

こういう意見が、この報告書を出すことによって、パブリックコメントをいただいたということは、当委員会としては本当に真摯に受け止めて、全てのご意見について、それを無視しないでやる優しさを、当委員会はきちんと整理してやっていくということにしたい。

事務局

パブリックコメントは、あくまでも案として出しております。案の段階で市民の皆さまのご意見を聞いて、市民の皆さまからの意見で、この会として何か変更すべきところがあれば変更して決定をするという手続きになります。

副委員長

このパブリックコメントは参考意見として出すということですよ。

事務局

そうです。「こういう意見がございました」ということで、報告書に載せていきたいと思えます。それに対して、今までのご議論を踏まえた上で、できる限り、回答すべきところは、今までの発言等で作らせていただいて、ご確認をいただいて報告書に付ける。それが検討委員会の総意としてのご回答だということたちで、このパブリックコメントを提出された方に対する答えになろうかと思えます。

委員長

これ、一人一人の、一つ一つの答えを書いていくっていう作業も一つのやり方ですが、どうでしょうか。

事務局

そういうやり方もあります。

委員長

了解を得たいのは、このパブリックコメントについて個々の、一人ずつ一つの項目について回答するというのではなく総体的な意見として受け、回答するということがよろしいでしょうか。

事務局

委員会の総意でそういうことであれば、それで結構でございます。

副委員長

要するに、1番についてはこういう意見だ、2番についてはこういう意見だというふうにするのか、全体的にこういう意見が来ていましたが、高齢者に対する配慮はこんなふうにと考えると、土日の使用については、これから広報紙でやるなど。

つまり、個々に答えとかいうのではできないと思います。「こういう意見が来たけれども、全体的に見て高齢者の配慮は、われわれ委員会はこういうふうにした」、「土日の使用のこういう問題については、広報誌か何かでPRしていただくことをお願いする」など。そういう全体枠で言ったほうがいいのではないかと思います。

事務局

それでは、そういう趣旨でまとめさせていただきます。

委員長

それでは、そのようなご了解で行いたいと思います。

事務局、分かりましたでしょうか。

事務局

今日のご議論等も踏まえて、それからこれまでのご議論を踏まえて、回答としては一つにまとめたかたちで案文を作らせていただき、後日送付するということがお願いしたいと思います。

委員長

それぞれご意見をいただきましたが、そういうことで、当委員会としては、パブリックコメントに対する扱いとしたいと思います。

次に、議題２、「検討委員会報告（案）」、「報告書（案）」、事務局から説明をお願いします。その前に、報告書については前回、皆さんのお手元にお届けしましたが、「はじめに」と「おわりに」については、今回初めて目を通していただいたわけでございます。

まず、「はじめに」が出てきます。これについては、私が執筆致しましたので、ここで読ませていただきます。

これは、報告書として最初に目にするわけでございます。この報告書というのは議会にも渡すことになります。

議員さんの方も、これをしっかり「はじめに」を読んでいただいて、内容について十分によく見ていただくというような思いも込めて書いたもので、読ませていただきます。ご指摘があれば、どうぞお願いします。

地震や放射能、医療、社会保障、消費の増税など危険や不安がいつばいな時代の真っ只中に、今私たちはいる。

政治、経済、生活のあらゆる分野に地殻変動が起こっている。今まで確かだったもの、不変と思われていたものも大きく揺らいでいる。これからどうなるのか、どうしていかなければならないのかも定かでなく、様々な論議の中にある。これまでの考えやあり方を変えるべきものに、的確な手を早急に打つことが求められている。

私たち「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会」委員も時代の潮流を切々と感ずるものがあり、本市の施設使用料のあり方の検討にあたり、過去の行きがかりを捨て、情に流されることなく真実のみに立脚して時代の要請に即した 公平 公正 で、かつ市民の立場、なにかんずく、施設を利用する人の立場に立って委員一人ひとり現実的で責任のある——つまり、将来を見定めた具体的で実現の可能性があり、効果が期待できる結論を見出すべく努力した。

本市の財政状況は、長引く景気低迷と超高齢社会を背景に社会保障関係費の増加、そして担税世代の減少に伴う市税収入の落ち込みにより硬直化が進んでいる。

これまでも、定員適正化による人件費抑制や指定管理者制度の導入を始めとする公共サービスの民営化、内部管理経費の節減など多角的に行財政改革に取り組んできたが、厳しい財政状況からの脱却には至っていない。

更には、学校施設を始めとする各地域の公共施設の老朽化が進み、今後は多額の改修・補修経費の増加が懸念される状況下にあって、市行政は、今般の社会情勢変化を的確に把握するとともに、将来的視点から先見の明をもって、より一層の改革・改善努力にまい進していくことが、将来に負担を残さない安定した健全な財政運営にやがて繋がっていくものとする。

さて、平成23年12月16日、当検討委員会に対し、市長より「東久留米市公共施設

使用料のあり方について」検討の要請を受ける。私たち委員は限られた時間的制約のなかで、総力をあげて本市が徴収する公共施設の使用料の適正な受益者負担のあり方についての現状や問題点を仕分けし、質疑し、熱く議論し、真摯に検討した結果、「公共施設の利用に関し、公平 公正 な受益者負担を基本理念とする」との結論を得た。この結論を各委員の総意として、ここに報告するものである。

この報告が、今後の本市の公共施設の使用料のあり方に十分活かされることを真に願ってやまない。

こういうふうにはじめの言葉をまとめました。以上でございます。何かご意見があれば、お願い致します。

委員長

文脈から言うと、「公平」と「公正」については、言語的な概念から点を入れないという意味合いで、多少学問的ですが、概念的な意味から言えば、公平公正という一つの言葉として、点を入れないということでお取り扱いをしていただければありがたいと思います。

事務局

そこは事務局で調整させていただきます。

委員長

ありがとうございました。それでは、「おわりに」については、皆さんに読んでいただきたいので、省略致します。

〇〇委員

「はじめに」の、最初の「消費の増税など」というのは、どういう意味でしょうか。

委員長

これは、消費税という意味です。消費税を、これは調べまして、消費の増税というので、これは新聞紙上の字に合わせました。

つまり「消費税」とは使わず、「消費税の増税」とも言わないようです。これは調べて、新聞の活字と同じように合わせました。これは新聞社の関係で調べましたので、ご了解ください。「消費の増税」、あまり使わないように見えますが、活字では使っています。

それでは事務局のほうで、検討委員会の報告書についての説明をお願い致します。

事務局

今回、（案）ということですので、内容的には今「はじめに」と「おわりに」といったところをお入れして、その後には、検討委員会の名簿を差し込んでいます。これ

は、お名前が載ってくることになります。

その次のページ以降については、設置要綱を差し込んでいます。また、12月からになりますが、開催した8回目までの日程、検討してきた内容といったところをお載せしています。

その裏面には、市長からの依頼の文章をお載せしています。最後のところに、検討委員会で検討した、各施設の条例および施行規則ということでお載せしているところです。

先ほどのパブリックコメントの関係、これも添付するというかたちを取っていきます。

今回、この(案)を事前にお送りしたところですのでお読みいただいたかと思いますが、全体を通して何かあれば、修正・検討を、「てにをは」も含めて、ご指摘いただきたいと思います。その前に、事務局から何点か修正をしたいと思っている箇所があります。そこをご説明したいと思います。

2ページになります。ここに入れていきたい文面があります。今回市長から依頼を受けて、市長からの依頼の項目としては、「公共施設の使用料に関する事項について」、それから、「公共施設の使用料の減額および免除に関する事項について」と、この2つについて依頼があったわけです。

今回検討してきた中で、無料施設の関係でご議論いただきました。これに関する事項は、本来依頼としてはないわけですので、ここをひと言述べておきたいと思います。その追加資料をご覧いただきたいと思います。

追加する文章ですが、「なお、市長からの調査および検討事項の対象施設ではないが、検討を行ってきた中で、無料施設については、公平性の観点から検討しなければならない事項だと判断し、検討を行うこととした」という経緯を報告書の中の2ページの1、見直しの背景の一番下のところに、なお書きで入れていきたいと思います。よろしいでしょうか。

3ページになりますが、「(2) 原価の把握と範囲」というところの20行目になります。先頭のなお書きの「なお」のところから続いていきます。「固定資産税が減免」となっています、「減免されて」。ここを、「免除されて」というかたちで直します。

それから7ページ、「3 体育施設」、「(1) のスポーツセンター」で、4～5行目「②一定期間後、経常的に維持管理費を基に」となっていますが、ここを「経常的維持管理費に」と、「に」という文字を取ります。

続いて8ページになります。「無料施設」、「(1) 各運動広場」というところで、1～2行目にかけてですが、1行目の一番右のところから「健康増進を目的に多目的広場」というところですが、これを「健康増進を主目的に」というかたちに直させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それから9ページです。下のほうの「(3) 白山調整池」です。1行目になります。「白山調整池は、本来、下水道条例」と入っていますが、ここを直させていただいて、「本来、雨水貯留機能」、「雨水貯留施設」と入っていますが、この下水道条例で「雨水貯留施

設」ということで決まってはいませんでしたので、そこを確認させていただきました。白山調整池については、雨水貯留機能というかたちの施設で、そういった機能を有している所となっていますので、ここを直ささせていただきたいと思います。

次に10ページです。「5 減額・免除」の、2段落目の「しかし」という部分がありますが、その2行目、「かつ利用者層に偏りが見られることもあり」、これは議論の中で出ました。この文言についてのご訂正の指摘が、ここに入っていましたので、ここを削除いたします。

最後に13ページです。下のほうになりますけど、「9 委員の個別意見」ということで、2行目になります。「個別意見がありました」となっていますが、全部合わせるかたちの「である調」、「あった」というかたちで直ささせていただきたいと思います。

事務局からは、修正箇所については以上になります。よろしいでしょうか。

委員長

それでは、この検討委員会報告書(案)について、意見交換をお願いしたいと思います。各委員より意見を交換していただきたいと思います。

〇〇委員

意見というのではなく、文言修正について申し上げておきたいと思います。

8ページの、「無料施設」の一番下のところに、「算出方法を準じる」という表現があると思いますが、この「算出方法を準じる」というところの表現が、もし「準じる」を使うのであれば、「算出方法に準じる」という表現にすべきなのかなと思います。あるいは、「算出方法を適用する」とするか、このいずれかだと思います。同じ表現が9ページの中ほどの、「使用料の設定にあたっては、野球場およびテニスコートの算出方法を準じる」、もう1カ所、10ページの上から6行目、ここに同じ表現があります。3カ所あるので、このところの一つ調整をと思います。

それから、9ページ「(2) ゲートボール場」のところの、上から5行目にあります。誤字だと思いますけど、「とすべきがどうか」、これは「か」だと思います。

もう1点は、10ページの「5 減額・免除」の2つ上の一定程度の「ご負担」の「ご」が、敬語が入っていますので、流れからすると、もしかしたら「ご」はいらないと思います。

あと11ページになりますが、上から9行目に、「より公共性の高い活動に対して」という言葉がありますが、これも文脈の流れからすると、「より公共性の高い活動が、減額・免除の規定から外れるおそれがある」とした方がいいと思います。「対して」が、「活動が減額・免除の規定から外れるおそれがある」とつなげたほうがよろしいのかなと思います。

委員長

「より公共性の高い活動が、減額・免除の規定から外れるおそれがある」とします。

〇〇委員

もう一度繰り返します。ページ数からすると、8ページのところの一番下の、「準じる」という部分が、8ページと9ページの中ほどの段落改行の、「使用料の設定にあたって、野球場、テニスコートの算出方法を」、ここが2カ所目。3カ所目が10ページの上から6行目に、同じ表現が3カ所ありましたので、そのところですよ。

同じ10ページの「5 減額・免除」の2つ上のところに、「ご負担」と書いてあったので、この「ご」はどうかということと、11ページの、上から9行目、「より公共性の高い活動に対して」というところの「対して」が、もし「が」のほうがということです。

あと、「か」と「が」はよろしいでしょうか。

事務局

「準じる」は、8ページから3つありますが、「準じる」というところ、確かに「算出方法を」になっていますが、これを「に」に統一したいと思います。「算出方法に準じる」です。8ページです。それから9ページにも、「使用料の設定にあたっては、野球場およびテニスコートの算出方法に準じる」。

9ページで申し上げますと、各ゲートボール場の、(2)の5行目の左のほうに、「すべきが」になっていますので、「すべきかどうか」、「が」を「か」に直します。

10ページで申し上げますと、先ほどと同じように上から6行目の一番右のほうの「算出方法に準じる」に直します。

その下に、「地区センター内の浴場」のところの部分の下から2行目になりますが、左のほうで、「一定程度のご負担」の「ご」を取ります。

11ページになりますが、これについては9行目になります。「また」の2段落の4行目ですか、左のほうで「より公共性の高い活動に対して」になっていますけど、「高い活動が」というかたちで直させていただきます。以上です。

〇〇委員

報告書(案)ということが出てきていますが、12ページの一番上の「減額・免除規定の見直し(案)」、これはやはり(案)が付くわけでしょうか。

事務局

補足します。これについては、全て条例事項でございますので。ここはあくまでもこの委員会としての考え方を、行政側に対してお示しをいただくということです。

それを受けて、行政側のほうとして条例を整備して、議会にご提案をして、初めてこの

内容が生きるということになります。

〇〇委員

分かりました。見直し案を示すのですが、「社会教育関係」のところで、「広く市民を対象とした行事または大会に使用するときは、免除とする」と。(2)は、途中から読みますと、「普及活動のために施設を使用するときは、減額とする」と。こういう方向でしたでしょうか。

事務局

そのように、事務局は理解していましたが。

〇〇委員

前回では、そうなったわけですね。前回の資料1では「〇〇とする」と入っていましたが、これを討議して「免除と減額」と、この2つに分けたということですね。

事務局

そうです。

〇〇委員

それと、もう一つだけ、関連いたしますが、今度、福祉対策関連団体等、(1)の文章の途中から、「各対策に関連する団体が使用するときは減額とする」と。これはこれで私も理解していました。

前回の検討の中で、公共的な目的で使用する、公共的な目的を削除というご意見が出まして、削除した。これは入れておいたほうがいいのではないかと思いはじめたのですが。

事務局

老人福祉、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法の3つの法律があります。それぞれこれは法律行為でございますので、これがすなわち公共的なものになります。

〇〇委員

「各対策に関連する」って、すこし分からない感じがします。

「各法律に関連する団体」と書いたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。例えば「老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法に関連する」と。「各対策」を取ったほうがいいのではないのでしょうか。

事務局

それを取ってしまいますと、それに関連する団体は全て含まれてしまう。それで、「各対策」となると、そこがもうちょっと狭まるのではないのでしょうか。

〇〇委員

どういう「対策」をイメージしているのでしょうか。

事務局

そこは、各担当部のほうでのそこの判断が生かされてきます。

〇〇委員

それはそれでいいのですが、これをこのまま読むと、市民は非常に分かりにくいと思います。私自身、8回、委員会に出席していますが、読み返してみると、「各対策に関連する団体」、これで分かるというなら、皆さんがそれで問題ないならばよろしいのですが。

それともう一つ。私が感じたのは、10ページの一番下の行。「当検討委員会としては、後年度の負担を考慮した」とある、この「後年度」とはどういう意味でしょうか。

事務局

これは減価償却費を入れる算定の根拠の一つになります。

〇〇委員

そういう「後年度」なのですか。 僕が考えたのはそうではなく、要は、後の世代に負担を付け回させないことです。

事務局

まさしくそれはそういうことです。

〇〇委員

そうでしたら、そういうことをもう少し書いていただいたほうがいいのではないのでしょうか。「後年度の負担」というのは、そういうことの意味統一はされているのでしょうか。

「後年度の負担」というのは、これで分かりやすいのでしょうか。その2点、私は感じましたので、検討していただきたい。このまま残すなら残すでかまいません。

〇〇委員

「後年度」でいいのではないのでしょうか。広い範囲なので。限定されてしまうより、いいと思います。

〇〇委員

私もそうこだわるわけではありません。「後年度」と言うとなんなのかなと思いましたので。

〇〇委員

そういう意味としては分かりますよね。

〇〇委員

後々のことですよね。これからのということですね。わかりました。そういうことで、了解します。

委員長

よろしいでしょうか。

〇〇委員

わかりました。12ページのほうも、こういう文章で了解しました。

委員長

今の〇〇委員の話は、後に残さないという、そういう意味合いは、「後年」というその中に入っていると解釈して使っています。よろしいのではないのでしょうか。

〇〇委員

わかりました。

委員長

検討委員会の報告書（案）について、この（案）を取るということで、「検討委員会報告書」と、当委員会では決定したいと思いますが、ご同意いただけるでしょうか。

一同：同意。

委員長

まず、そのことを決定致します。ありがとうございました。

次に、「議題3 その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料2になります。「使用料等の見直しに伴う試算結果」ということです。こちらのほ

うについては、見直しによって、各所管において、23年度の決算を基に、もう一度再算定をしていただいた結果となるわけです。それに基づき、事務局でどの程度変わるのかといったところです。その試算について、概算でありますがお示しするものです。

これについては、さまざま、なかなか試算しづらい面が多々あります。いろいろな条件を基に試算しておりまして、その試算額がそのまま使用料自体に反映していくものではないということをご理解いただきたいと思います。あくまでも概算額ということでご理解いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

内容について、次のページ以降に細かいところもお載せしていますが、資料の説明を係長のほうからしたいと思います。

事務局

資料2について説明させていただきます。1ページ目については、各施設の増収試算額を載せていただいております。1ページ目ですが、単位は円になります。1ページ目をめくっていただくと、ホール、会議室等の試算になります。

こちらは23年度の経費、各課から上がってきた資料を基に算定した結果になります。ホールについては現状の単価は8円ですが、算定結果として8円と変わらずということになっております。

また、会議室等については、現状の単価は5.5円ですが、算定結果としては5.64円。若干上がっているかたちになっております。ただ、もう少し数字については精査していかなければならないと考えておりますので、実際の数字が変わってくる可能性があります。

試算した結果については、若干アップということで試算した結果、現状と比べると12万4,312円のアップになると試算していますが、上昇率に現状の使用料をかけて試算していますので、あくまでもこれも試算ということでご理解いただきたいと思います。

テニス、野球コートにつきましては、土地借り上げ料、公租公課の費用を含め試算しております。テニスコートにおきましては、現状1時間200円ですが378.42円、野球場については1時間600円のところを605.82円。この上げ幅を現状の使用料にかけて試算しております。

ただ、会議室等もそうですが、実際の施設使用料の単位は50円単位になるかと思っておりますので、実際この額がそのまま使用料の増収分にならないことをご理解いただきたいと思います。また、使用率の低下についても見込んでおりません。

続きまして、スポーツセンターの試算になります。スポーツセンターは減価償却費を含めたかたちで試算しております。資料の一番右側に施設毎の現行からの引き上げ率を書いておりますが、この引き上げ率を平均した結果、平均引き上げ率を1.16倍として現状の施設使用料から見込みまして、930万円程度の増収になるだろうと試算しております。

ただ、スポーツセンター、生涯学習センターもそうですが、成果配分というかたちを取っておりますので、このまま使用料が増収するわけではありませんのでご理解いただき

いと思います。

続きまして、青少年センターの試算です。青少年センターにつきましては、23年度の決算ベースとして試算した結果505円となりました。現状が、1時間あたり平均単価295円となりますので、この上げ幅から試算しております。これにつきましても利用率の低下は見込んでいませんので、あくまでも試算となっております。

続きまして、わくわく健康プラザの体育室の試算になります。わくわく健康プラザの体育室になりますが、スポーツセンターの第2体育室の試算の基にということになりますので、スポーツセンターの第2体育室を基に試算しております。試算した結果については、現状は1,200円ですが、試算した結果は1,750円となりました。この引き上げ率を基に試算した結果、85万7,000円、増収と試算しました。

続きまして、小中学校の施設。こちらは、少し計算が複雑ですが、利用の申請数や教室の、授業の時間と開放時間等で按分し計算しております。次のページに試算結果が出ていますが、現状、学校開放につきましては全て免除の扱いになっていましたので、減額・免除の規定の見直しにより、徴収額を、ここは見込みということになりますが、総額の50%として試算しております。申請1件につき3時間使用すると見込んで、減額・免除の規定の見直しにより徴収額を、総額の50%と見込んだ結果、使用料の試算額については635万8,000円程度の増収になるだろうと見込んでおります。

続きまして、無料施設になります。無料施設については、①、②、③と書かせていただいておりますが、こちらのほうは、土地借り上げ料、公租公課を加えた額で計算しております。無料施設については、無料からいきなり大幅なアップということは難しいだろうと報告にもありますので、使用料が低い額で試算しております。平米あたりの時間あたりの単価算出式で求めた結果を、試算額の1ページ目のほうに書かせていただいております。こちらについても、減額・免除等を考慮し、全体の徴収額の50%として見込んで試算をしております。

野外訓練施設につきましては、申請1件につき3時間程度は利用するだろうと見込みまして試算しております。

続きまして、減額・免除の見直しです。減額・免除の見直しにつきましては、各施設、試算合計には施設の使用料の改定は見込んでいません。見直しは、減額・免除の、平成22年度の結果を基に算出しております。

例えば、減額・免除の見直しの拡大した部分、例えば障害者関連につきましては、全て免除ということになっております。そちらなどの減収分については考えていませんので、あくまでも増額分だけをここでは見込んでおります。その結果、全体では3,000万円程度の増収にはなるだろうと見込んでおります。

試算については、難しい面が多いのですが、見直しにおける規定の厳格化により、現状の規定から30%が100%徴収できるだろう、かつ減額率を100%から50%に仮定するなど、そのような想定の中での額だということをご理解いただきたいと思います。

続きまして、地区センターのお風呂になります。地区センターのお風呂については、現状23年度の地区センターのお風呂にかかった経費等から算出した結果を出しております。前回お出しした資料では、平成22年度ベースでやっていますが。平成22年度は週6回お風呂が利用できたのですが、震災等の影響により、23年度は週3回になっている関係上、経費については下がっております。

その結果、ここの試算としては、使用料を50円として試算した結果を1ページ目に記載しております。その結果ですが、地区センターのお風呂については、200万円弱という試算となっております。

説明については以上です。

事務局

見込むのが難しかった面があります。一定程度の想定の上に割合をかけたか、想定した中での試算になります。そのため、このまま使用料が増収になることではありませぬので、よろしくお願ひ致します。

ご不明な点があれば、お願ひします。

〇〇委員

減額率はこの100%か70%か、30%になる、そういうことなのでしょう。

事務局

先ほどもご説明しましたように、あくまでもこの委員会として、市長に対してご報告を出していただき、この委員会の報告を市長が受け止めて、各部のほうに、これを基に条例化の検討をしてくださいというかたちで指示が出ます。その際に、各部のほうで減額の幅とか免除のところについては、基本的にはこの報告を尊重しつつどうまとめるかが次のステップになります。本日はあくまで試算ということで捉えていただきたいと思います。

事務局

減額率については、50%と言ったところで特に根拠はないのですが。現行の減額が50%ということで、仮の想定の下に試算しています。

〇〇委員

つまり、行政のほうで具体的な減額の率を決めるということですか。

事務局

そうなります。

〇〇委員

そのときに、利用者などの意見を聞く機会はあるのでしょうか。

事務局

今のところ、まだ庁内的に議論しておりません。

〇〇委員

分かりました。そのような機会があれば、同じようなことをいつまでも繰り返すだけになってしまいますからね。

事務局

資料としてはよろしいでしょうか。

〇〇委員

結構です。

委員長

事務局への資料についての質問はよろしいでしょうか。今後の予定について事務局からお願いします。

事務局

今後の予定です。8月28日になりますが、委員長、副委員長にお越しいただいて、市長への報告というかたちを取らせていただきたいと、この前も申し上げています。28日の午前11時から、市長へ報告をしていきたいと思っています。

報告書と市長への提出後、その報告書と先ほどのパブリックコメントもありますが、完成したものについては、またご送付をしたいと思っています。先ほどのパブリックコメントについては、今回まとめ次第、なるべく早めにご確認ということで送付はしたいと思います。

報告書については、市長へ報告後、庁議報告、また、第3回の市議会定例会が始まりますので、当委員会としての検討事項を市長へ報告しましたといったことについて、行政報告していく予定であります。

市長への報告の後は、8月28日の後、8月中に議員各位にご配付してまいります。その後は、市長等各行政側の協議の基、実際どうしていくのか、それから市民周知のところもあります。協議をさせていただきながら、今後条例改正などの手続きを踏んでいくかたちになります。

事務局としては、これは行革プランにも示されておりますが、25年度の改定を目指して

手続きを踏んでいくといったところがあります。予算的にも、25年度予算への反映をしていくといったところで進めていきたいと思っています。

また、9月15日以降になりますけども、これは広報紙において、報告書が完成したというお知らせをすると共に、同時期には報告書をホームページ等に掲載をしていくといった流れになってきます。

委員長

以上になりますが、よろしいでしょうか。

〇〇委員

25年度っていうと、来年4月1日を考えていいのでしょうか。議会の絡みもあるとは思いますが。

事務局

それについては、ここではいつからとは申し上げられません。

〇〇委員

それと、市長への報告を、委員長・副委員長だけにするのではなくて、われわれも委嘱されているので、形式的かもしれませんが、やはり報告に立ち会って、それで感じたことを各委員が市長にひと言ずつ言うっていうのがいいのではないのでしょうか。

皆さんが「いいよ」とおっしゃるなら、それは、それで結構です。

委員長

下水道検討委員会は全員で行って、とにかく熱心にやった面々の顔をしっかり見て、それで腹を決めて、まっすぐ行くようにお願いしたのですが、なかなかうまく行かなかったということもあります。

〇〇委員

委員長、副委員長に任せて、よろしいのではないのでしょうか。

委員長

〇〇委員の言う今の発言というのは、委員の皆さんで行って、一つのセレモニーとはいえ、みんなでこういう面々の中でやるというのは大変いいと思います。これもまた議会対策ではありませんが、政治的な意味での行動で大変いいと思います。ただ、2人で行くっていう理由もあるので、その事情を察して頂きたい。

副委員長

これで、議会で通らなかつたら、すごい責任を感じてしまいます。

〇〇委員

そういう意味ではないのですが、皆さんの思いが、市長に対する思いが、せつかくの機会でどうなのかなと思いましたが、ただ、皆さんが遠慮されるのならば、私はこだわりません。

〇〇委員

やはり報告書の提出となつたら、責任者がきちっと代表してやっていくというのが一番妥当だと思います。

委員長

ありがとうございます。

事務局

今、お話しが出ましたように、最終報告案は委員長、副委員長からということで、皆さんの代表として市長のほうにお出しいただくことになりました。従って、こういうかたちでお会いするのは本日が最後になります。

本来であれば、市長がこの席でお礼のご挨拶をするべきところでございますが、本日、市長は公務でおりませんので、大変申し訳ございませんが、私のほうから、役不足でございますが、挨拶させていただきたいと思ひます。

私も長い公務員生活でございましたが、今回の検討が一番難しい内容だと思ひております。それぐらい難しいものを、昨年からいろいろお骨折りいただきまして、本日おまとめ頂いたことは、本当に感謝申し上げます。

今後、先ほど申しましたように、行政として皆さんのご意思をできる限り反映すべく、議会のほうに対応をしてみたいと思ひております。本当にありがとうございました。市長になり代わりまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございます。

当委員会は最終会議ではありますが、報告書を提出することによって委員会は解散ということになります。

その間までは、もちろん、25年度の4月まで継続する気持ちはありますが、委員会としては、報告書の提出をもって解散ということになります。

ご丁寧なご挨拶をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、最終会議でもありますので、副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

副委員長

昨年12月より、初めて皆さんにお会いして、検討委員会が始まりましたが、検討報告書にも有るとおり、真摯に検討し議論を重ねてきました。しかし、パブリックコメントにもあるように値上げには抵抗があるようですが、はじめのことばにもあるとおり、質疑し熱く議論し、この結果をまとめましたので、すごいいい経験になったと思います。今、委員長がお話した通り、8月28日に解散するわけですが、問題は熱く討議した内容が議会側でどう受け止めてくれるかで、われわれは東久留米市をよくしようと思って、いままで議論したわけですので、8月28日をもって委員会は解散しますが、この結果がどうなるのか、十分に注意して見て行きたいと思います。本当に9カ月間、皆さんと一緒に討議できたことが本当にいい思い出になりました。同じ市民でもありますので、今後とも引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

委員長

最後になりましたが、挨拶というよりも、発言として、感想を述べながら、皆様に対し、市長に対し思いを込めて、発言したいと思います。昨年12月から委員の皆さんにはご協力をいただきながら、全部で8回もの会議開催により、皆さんの忌憚りの無い、色々なご意見、ご指摘などいただきながら、議論を重ね、本日、報告書の完成に至ることができました。まずは、各委員の皆さんのお力添えに、感謝したいと思います。

委員会の総意として適正な受益者負担の観点から、公平公正に利用する人は負担することが、この時代の背景からも必要なことといったスタンスに立って議論が交わされてきました。

今後、副委員長とともに、この報告書を市長へ、責任をもって、各委員の皆さんの思いが十分反映できるよう、お渡しするつもりでございます。報告書は、皆さんのご努力の成果の賜物であり、確実に実を結ぶことを願ひながら、また、市長に申し伝えながら、今後、条例等の改正や市民の皆さんにご理解いただくことが必要となります。事務局を始め、各所管部長、委員の方々、担当職員の努力に期待するところであります。

皆さんも同調されるのではないかと思います。一市民の立場に立って考えると、おこがましいことかもしれませんが、私も今回の検討委員会の委員として、その責務を預かり、我々が安心して暮らせるまちを目指していくという一念で、この責務を引き受け、ここまでたどり着くことができました。我が市の発展、また、逼迫する財政の立て直しに自らが少しでも携わり、少しでも貢献できれば、という気持ちでございます。

しかしながら、今の市政は、混とんとしています。今年度の予算も未だに成立していない状況や、市長と議会との関係は信頼関係を失ってしまっていると感じます。どちら

が正しくてどちらが間違っているといったことではございません。議会制民主主義の中で、どこまで私たちが言及していいのかということはありませんが、現在の市政の現状は、見ている、発展、進展という言葉からは遠いように感じています。市民感覚として、率直にそう思えます。また、心配しております。

今後、我々が議論したことが、どこまで届くのか、見守っていく必要があると思います。特に、無料施設についての議論もなされ、これが、市議会での審議の結果、条例改正までに至れば、これは先駆的なものになっていくものと思います。

公共施設使用料は、市の財政にとって、それほど大きなお金ではないかもしれませんが、こうした一つひとつの取り組みの積み重ねが、やがて、市財政の健全化にも繋がっていくものと私は考えています。

市長と市議会との亀裂を早急に修復し、信頼関係のもと、こうした我々の検討した努力、成果が、市政運営に活かされることを願っています。

受益者負担のあり方については、これからの時代の受益者のあり方について、一石を大きく投じたと思っています。

最後に長い期間にわたりご支援いただき、心から感謝したいと思います。これからもそれぞれの御縁の中で、お付き合いをしていただき、またご一緒に仕事ができればいいなと思っています。本当にありがとうございました。

それでは、これで第八回検討委員会を終了します。